

報告第23号

一関東第二工業団地拡張造成工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 11 月 17 日 提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

一関東第二工業団地拡張造成工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 23 日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 一関東第二工業団地拡張造成工事
- 2 工 事 場 所 一関市滝沢字清水尻地内ほか
- 3 工 事 内 容 工業団地造成工 一式
- 4 契約の相手方 一関市竹山町 6 番 4 号
株式会社平野組
代表取締役社長 須田 光 宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	466,400,000円	467,382,300円

報告第 23 号 参考資料

一 関東第二工業団地拡張造成工事の請負契約の変更の概要

進入路工、流末排水施設工などの増、造成地工の減により、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	主な変更理由
進入路工	植生工 客土吹付 510 m ²	植生工 植生基材吹付 510 m ²	増 3,204,300 円	進入路工の植生工について、切土法面に種子を含んだ土を直接吹き付ける工法を予定していたが、切土法面の土質を調査した結果、法面の地盤が固く良好な植生が見込まれないことから、切土法面に金網を設置し、その上に種子を含んだ土や肥料などを吹き付け、植生を安定させる工法に変更した。
流末排水施設工	工事用道路工 無 敷鉄板 無	工事用道路工 316 m ² 敷鉄板 34 枚	増 2,182,400 円	流末排水施設工について、施工箇所に隣接する田を通路として借地し施工することで地権者から内諾を得ていたが、地権者から、田の保護のための工事用道路及び敷鉄板の設置の要望があったため、工事用道路工を追加した。
雨水貯留槽工	工事用道路工 無 敷鉄板 無	工事用道路工 409 m ² 敷鉄板 44 枚	増 1,321,100 円	雨水貯留槽工について、残土運搬作業を雨の多い時期に行うこととなったことから、整地後の地盤を保護するため、工事用道路工を追加した。
造成地工	土質改良 59,900 m ³ ※石灰添加量 45 kg/m ³ 抜根材処分量 245 t	土質改良 57,500 m ³ ※石灰添加量 41 kg/m ³ 抜根材処分量 196 t	減 5,725,500 円	土質改良のための石灰添加量について、工事着手後に再調査を行った結果、石灰添加量を当初計画より減らしても土の締固め密度を確保できたことから減とした。 敷地内の抜根材の処分量について、想定よりも少なかったことから減となった。
計			増 982,300 円	

報告第24号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(建築)工事の請負契約の変更に関する
専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(建築)工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月13日

一関市長 佐藤善仁

- 1 工 事 名 (仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(建築)工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 建築工事
農畜産物販売場等施設新築
木造平家建 延べ面積860.81㎡
道路休憩施設新築
木造平家建 延べ面積238.49㎡
- 4 契約の相手方 一関市千厩町千厩字北ノ沢154番地
株式会社三ツ矢建設工業
代表取締役 熊谷隆一

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	451,000,000円	451,210,100円

報告第 24 号 参考資料

(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (建築) 工事の請負契約の変更の概要

工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
全般	令和 5 年 6 月から適用される積算基準単価による積算	令和 5 年 9 月から適用される積算基準単価による再積算	増 210,100 円	契約の相手方から、工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、積算基準単価の適用年月を変更し、再積算したため。

報告第25号

(仮称) 国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月13日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 (仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事
- 2 工 事 場 所 一関市大東町渋民字西風地内
- 3 工 事 内 容 管工事
(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設に伴う附帯機械設備
工事 一式
- 4 契約の相手方 一関市三関字神田171番地1
株式会社永沢水道工業
代表取締役 永澤 光宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	164,879,000円	165,479,600円

報告第 25 号 参考資料

(仮称) 国道 343 号渋民バイパス道の駅建設 (機械設備) 工事の請負契約の変更の概要

工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額 (税込)	変更理由
全般	令和 5 年 6 月から適用される積算基準単価による積算	令和 5 年 9 月から適用される積算基準単価による再積算	増 600,600 円	契約の相手方から、工事請負契約に基づく、工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の請求があったことにより、積算基準単価の適用年月を変更し、再積算したため。